

介護老人保健施設つまさと 通所リハビリテーション運営規定

第1章 施設の目的および運営方針

(運営規定設置の趣旨)

第1条 医療法人省和会が開設する介護老人保健施設つまさと（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設の通所リハビリテーションは、要支援及び要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、医学管理の下における看護、介護及び機能訓練その他必要な医療を提供し、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅における生活の継続を目指して通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 1、当施設では、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅介護支援計画並びに通所リハビリテーション計画に基づいて、医学管理の下における理学療法・作業療法・言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が在宅生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2、当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他傷の恐れがある緊急やむをえない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。

3、当施設では、介護老人保健施設が地域の中核となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者、茨城県や水戸市及び関係市町村と綿密な連携を図るとともに、地域の各医療機関や福祉関係機関と連携し、利用者が地域において総合的サービスの提供を受けることが出来るよう努める。

4、当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「すこやか」で「個性豊かに」過ごすことが出来るようサービスの提供に努める。

5、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うと共に利用者の同意を得て実施するよう努める。

第2章 施設の名称及び所在地

(施設の名称及び所在地)

第4条 当施設の名称、所在地等は次の通りとする。

1、施設名	介護老人保健施設 つまさと
2、開設年月日	平成9年9月1日
3、所在地	茨城県水戸市有賀町2228番地
4、電話番号	029-259-7677
5、FAX	029-259-7633
6、介護老人保険施設指定	平成12年4月1日
7、管理者名	長田 和枝
8、介護保険施設指定番号	介護老人保健施設つまさと 0853180040

第3章 職員の定数

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種・員数は、次の通りであり、必置職については法令の定めるところである。

1、管理者	1名
2、医師	1名
3、看護職員・介護職員	4名以上
4、支援相談員	1名以上
5、理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士	1名以上
6、管理栄養士	1名以上
7、栄養士	1名以上
8、調理職員	3名以上
9、事務職員	1名以上

第4章 業種及び業務内容

(従業者の職務内容)

第6条 前項に定める当施設職員の業務内容は、次の通りとする。

- 1、管理者は、関連職種の連携、他職種協働を旨とし、介護老人保健施設の運営全般を一元的に管理する。
- 2、医師は、利用者の病状及び身体の状態に応じて、日常的な医学的対応を行う。又、退所時、認定調査等、必要に応じて医学的な情報提供を行う。
- 3、看護職員は医師の指示に基づき医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。又、リスクマネジメント等の新人教育、研修指導を行う。
- 4、介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- 5、支援相談員は、通所リハビリテーション計画が円滑に推進されるよう、利用開始から、利用後に至るまで利用者及びその家族からの相談に適切に応じる。また、施設

サービス計画が、他職種協働で、効率的に推進されるよう正確な情報の共有と伝達及び連携を図る。

- 6、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示のに基づき、リハビリテーション計画を作成するとともに、機能訓練の実施及び実施に際し指導を行う。
- 7、管理栄養士及び栄養士は、医師の指示に基づき、必要な療養食を提供するほか、利用者の契約する居宅介護支援事業所の計画した居宅介護支援計画、通所リハビリテーション計画に基づき、栄養ケア計画を作成するとともに、適切な食事提供を行う。
- 8、調理職員は、利用者に対し適切な食事を提供するとともに、衛生管理に留意する。
- 9、介護支援専門員は、利用者の契約する居宅介護支援事業所の計画した居宅介護支援計画に基づき、サービス担当者会議を主催し、通所リハビリテーションサービス計画の立案を行う。また、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及び家族と必要な情報の共有等に努める。尚、要介護認定及び要介護認定更新・変更の申請手続きを行う。
- 10、事務職員は、運営管理のため諸事務の処理を行う。

(勤務時間)

第7条 職員の勤務時間は、次の通りとする。

8：30 ～ 17：30

(職員の服務規則)

第8条 職員は、関係法令及び諸規定を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念し、服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し常に次の事項に留意する。

- 1、利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、「安心」「安全」なケアを提供するべく接遇すること。
- 2、利用者に対して常に明朗な態度であり続けるために、常に個人衛生に留意すること。
- 3、お互いに協力し合い、能率の向上に努力すること。
- 4、施設の設備・備品の取り扱いには十分留意し、無駄を排し、節約を心掛ける。

(職員の質の確保)

第9条 施設職員の質の向上のために、その研修の機会を保障する。

(職員の健康管理)

第10条 職員は、自らの健康維持に努めるとともに、施設が行う年1回の健康診断を受ける。但し、夜勤勤務に従事する職員は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(守秘義務)

第11条 施設職員に対して、施設職員である期間、及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者またその家族の秘密を漏らすことのないよう指導教育を図るほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものと

する。

(看護及び医学的管理下における介護)

第12条 看護及び介護は、利用者の病状、心身の状態などに応じた施設サービス計画等に基づき適切に行う。また褥創が発生しないよう適切な看護・介護を行うとともに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士等からなる褥創対策委員会を設置し、問題点を検証し、褥創管理に関する褥瘡ケア計画を作成します。

(認知症対応の向上)

第13条 介護に関わる職員は認知症対応力を向上させ、認知症の理解の元、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、職員の研修の機会を確保するよう努めていく。

(虐待防止検討委員会)

第14条

- 1、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の防止に向けて職員に周知徹底を図る研修を年2回以上行っていく。また、虐待等を早期に発見出来るよう虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知を図り、適切な対応をしていく。
- 2、虐待防止検討委員会を設置し、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合の再発を確実に防止するための対策を検討する。

(ハラスメント対策)

第15条

- 1、男女雇用機会均等法における職場におけるハラスメントの防止を図る観点から、施設職員に対しマニュアル作成や研修の実施を通してハラスメント対策を推進していく。
- 2、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発を行っていく。
- 3、相談対応のための担当者と窓口をあらかじめ定め、職員に周知していく。

(食事・栄養管理)

第16条 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成する。利用者には、出来るだけ経口摂取を基本として栄養及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。

- 1、利用者の病状、心身の状態などに応じた栄養ケアマネジメント計画に基づき、適切に行う。
- 2、医師の指示があるときは、療養食を提供する。

第5章 通所リハビリテーションの定数、営業日及び営業時間

(通所リハビリテーションの定員)

第17条 当施設の通所リハビリテーションの利用者の単位は1単位とし、1単位30人とする。

(営業日)

第18条 当施設の通所リハビリテーションの営業日は、毎月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。

(営業時間)

第19条 当施設の通所リハビリテーションの営業時間は、10時から16時までとする。

第6章 通所リハビリテーションの受給資格及び事業の実施地域

(受給資格の確認)

第20条 通所リハビリテーションの開始にあたって、利用者の介護保険証により受給資格を確認する。

(通常の事業の実施地域)

第21条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

- 1、水戸市
- 2、笠間市
- 3、茨城町
- 4、城里町

第7章 利用の手続き等

(利用開始の手続き)

- 第22条
- 1、当施設は、要支援及び要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーションの提供が必要であると認められる利用申込者を利用させるものとする。
 - 2、利用申込者の介護の程度が重いことをもって利用を拒まない。
 - 3、利用申込者の利用に際しては、病歴、家族状況などの把握に努める。
 - 4、利用申込者の病状その他により、当施設での対応が困難であると認めた場合には、適切な他の社会資源の利用を誠実に支援する。
 - 5、当施設は、新たに利用した利用者に対し、日課及び施設内での生活、食事や健康状態、介護状況などについて書面で説明を行う。

(利用終了の手続き)

第23条 下記の場合には、利用者の契約する居宅介護事業所と協議し、利用終了の手続きをとる。

- 1、利用者から利用終了の申し出があった場合。
- 2、利用者が、無断で帰宅し、復帰の見込みがないとき。
- 3、利用者に病院治療の必要が生じたとき。

第8章 通所リハビリテーションの内容及び施設利用の留意事項

(通所リハビリテーションの内容)

第24条 1、通所リハビリテーション計画に基づき、医師の指示により、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって、利用者毎に、解決すべき課題の把握を適切に行い、その後多職種共同によりリハビリテーションカンファレンスを行って改善に係る目標を設定し、計画を作成した上で、必要な時期に必要な期間を定めてリハビリテーションの提供を行う。

- 2、通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3、通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4、通所リハビリテーション計画に基づき、居宅と施設間の送迎を実施する。
- 5、通所リハビリテーション計画に基づき、低栄養状態にある者又はそのおそれがある者であって、栄養改善サービスが必要と認められる利用者に対し、管理栄養士が栄養ケア計画を作成し、多職種が共同して実施する。
- 6、通所リハビリテーション計画に基づき、口腔機能向上サービスの提供が必要であると認められる利用者に対し、利用者毎の口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士その他多職種が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、実施する。

(施設利用にあたっての留意事項)

第25条 通所リハビリテーション利用にあたっての留意事項を下記の通りとする。

- 1、通所リハビリテーション利用時間内の医療機関への受診は、身体の急変の時以外は受診出来ない。
- 2、所持品、備品等は、身の回りに必要なもの以外は持ちこめない。
- 3、金銭、貴重品の管理は、利用者個人が責任を持って管理する。但し、個人で管理が出来ないときは、事務所に申し出、事務所で管理する。
- 4、宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、又は、自己の利益の為に他人の自由を侵すことをしてはいけない。
- 5、喧嘩もしくは口論、泥酔、または、楽器などで音を大きく出し静穏を乱し他者に迷惑を及ぼしてはいけない。
- 6、指定した場所以外で火気を用いること喫煙することは禁止する。
- 7、故意に施設もしくは物品に損害を与えることをしてはならない。

- 8、金銭又は物品によって賭事をしてはならない。
- 9、無断で備品の位置又は形状を変えてはならない。

第9章 通所リハビリテーションの利用者の負担

(利用者負担の額)

第26条 利用者の負担額を次の通りとする。

- 1、施設を利用した場合の利用料の負担額は厚生労働大臣が定める規定によるものとし、当該利用が法定代理受領サービスである場合には、本人負担分の支払いを受けるものとする。なお、具体的には別に定める料金表によるものとする。
- 2、その他の利用料は次の通りとし、費用等を当施設の見やすい場所に掲示する。

○食費 (おやつ代を含む)		620円
○日用品費		100円
内 訳	個別シャンプー・個別リンス・個別ボディソープ・自助具 マイカップ・歯ブラシ・歯磨き粉・保湿剤・マスク・ハンドタオル クッション・ウエットティッシュ・フェイスタオル その他	
○教養娯楽費		200円
内 訳	教養娯楽・クラブ活動費 ・書道 ・ちぎり絵 ・園芸 ・工作 ・料理 ・行事写真 ・その他	
※1	利用時間2時間未満のものについては、教養娯楽費は徴収しない。	
※2	利用時間4時間未満のものについては、教養娯楽費は50円とする。	
○洗濯代 A		300円
○洗濯代 B		200円
○洗濯代 C		100円
○洗濯代 D		50円
○理容代		2500円
毛染め		3000円
顔そり		1500円
○その他 (実 費)		
・複写料	1枚	10円
・文書料		500円
・通常の地域以外の送迎費用 (1km)		30円

第10章 非常災害対策

(非常災害対策)

第27条 施設管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と施設改善を図り、利用者の安全に万全を期する。

- 1、少なくとも年2回以上の非常災害訓練を行う。
- 2、消防計画及び消防業務の実施は、防災管理者が行う。
- 3、防火設備の点検を年2回以上行い、利用者の安全に対し万全を期す。
- 4、自然災害が起きても業務が継続出来る様、平常時の対応として（建物・設備の安全対策、電気・水道などのライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄などの確保）、緊急時の対応体制、他施設及び地域との連携、などの整備、計画の作成に努める。また、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを勧めていく。
- 5、平常時の対応の必要性や、緊急時への対応を浸透させる為の研修及び訓練（シュミレーション）を年2回実施していくとともに、新規採用時には別に研修を実施する。

（感染症対策）

- 第28条
- 1、当施設における感染症及び食中毒の予防まん延のため委員会を開催しその結果について、全職員に周知徹底を図る。
 - 2、感染症及び食中毒の予防まん延の防止のための研修を感染症が流行する時期などを勘案して行う。
 - 3、施設内での感染症発症時に業務が継続する為の計画を作成し、その為の研修及び訓練（シュミレーション）を年2回実施していく。新規採用時には別に研修を実施する。尚感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延防止の為の研修と一体的に実施する事とする。
 - 4、感染症に係る業務継続計画として、平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立を加えることとし、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを勧めていく。

第11章 その他施設の管理に関する重要事項

（記録の整理）

第29条 当施設においては、次の記録を整備することとし、サービス提供が終了し完結した日から5年間保存する。

- 1、管理に関する記録
 - （1）業務日誌
 - （2）職員の勤務状況
 - （3）研修などに関する記録
- 2、事業実施状況
 - （1）診察、看護、介護、機能訓練などの日誌
 - （2）診療記録など診療に関する記録

(3) 献立及び食事に関する記録

- 3、月間・年間の行事計画に関する状況
- 4、会計経理に関する記録
- 5、施設及び構造に関する記録

(事故防止対策委員会)

- 第30条 1、介護事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時、専任の安全対策担当者を中心とした多職種構成の事故防止検討委員会で分析し、その改善策を全職員に周知徹底する。
- 2、介護事故発生防止及び再発防止対策の研修を行う。

(事故発生時の対応)

- 第31条 通所者に対する介護保険サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに必要な処置を講じ、同時に、通所利用者の家族、市町村に連絡を行う。賠償すべき事故の発生については、責任を持って損害賠償を速やかに履行する。

(衛生管理など)

- 第32条 1、利用者が使用する施設、食器その他の施設または飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、または衛生条必要な措置を講ずると共に、薬品及び医療機器の管理を適正に行う。
- 2、利用者に当てられる場所は、必要に応じ適時、冷暖房のための措置を講じる。
- 3、空気調和設備により、施設内の適温・適湿・採光の確保および悪臭・異臭の防止に努める。
- 4、食中毒、および伝染病（感染症）の発生を防止すると共に、蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備、空気調和設備等の衛生的管理を行う。
- 5、栄養士、調理師等厨房勤務者は、月1回、検便を行わなければならない。

(苦情処理)

- 第33条 介護サービスに対する相談・苦情への対応に関して「相談・苦情受付窓口」を設置し相談・苦情対応の体制と手順を明らかにし、事業所内への掲示、重要事項説明書の掲載等を行う。

(重要事項の掲示)

- 第34条 施設の運営規定の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制提供するサービスの第三者評価の実施状況等の入所申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を施設の見やすい場所に掲示する。

(介護保険等関連情報の活用と PDCA サイクルの推進)

第35条

介護保険施設サービスの提供に当たって、介護保険法第118条の2第1項に規定する

介護保険法関連情報等を活用し、PDCA サイクルを構築・推進する事により、提供するサービスの質の向上に努める事とする。また、「科学的情報システム (LIFE : Long-term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用する。

(その他)

第36条 介護保険施設サービスに関する政省令および通知並びに本規程に定めがない、運営に関する重要事項については、医療法人省和会理事会において定めるものとする。

(施行)

第37条 この規程は、令和6年8月1日より施行する。